

第 1 章

一般廃棄物収集運搬業者に適用される 法令等の基準

I 一般廃棄物収集運搬業の許可制度

1 許可制度の概要

(1) 許可制度とは

一般廃棄物の処理は、地方公共団体（市町村）の自治事務であって、他の者が業（処理業）として行うことは、原則として禁止されており、一般廃棄物の収集運搬を業として行う場合には、当該業を行おうとする区域（一般廃棄物の積卸しを行う区域）を管轄する市町村長の許可を受けることが必要です。

堺市における一般廃棄物収集運搬業の許可制度は、本市の一般廃棄物処理計画に適合するとともに、一定の処理能力等を有し、法及び関係法令等で定める諸条件を満たしている場合に限って許可をする制度です。

また、許可制度によって本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得した者は、法令等の基準や条件に従って一般廃棄物の収集及び運搬業務を適正に行わなければなりません。

ただし、次の場合等には、一般廃棄物収集運搬業の許可を受ける必要はありません。

<法第7条関係>

- (1) 業者が自らの事業活動に伴って発生する一般廃棄物を自ら運搬する場合
- (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維）のみの収集又は運搬を業として行う場合

<施行規則第2条関係（抜粋）>

- (3) 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合
- (4) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって、市町村長の指定を受けた場合
- (5) 国がその業務として、一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合
- (6) 特定家庭用機器、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者が、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となったものを適正に収集又は運搬する場合
- (7) 引越荷物を運送する業務を行う者が、転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡す場合
 - ① 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量
 - ② 引越荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地
 - ③ 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

<法第9条の8関係>

- (8) 環境省令で定める一般廃棄物※1の再生利用を行い、又は行おうとする者が環境大臣の認定を受けて、当該認定に係る収集又は運搬を業として行う場合

※1 環境省令で定める一般廃棄物（平成9年12月26日厚生省告示第258号《平成19年10月26日環境省告示第88号で一部改正》）

- ① 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）
- ② 廃プラスチック類
- ③ 廃肉骨粉（化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。）
- ④ 金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）

<法第9条の9関係>

- (9) 環境省令で定める一般廃棄物※2の広域的な処理を行い、又は行おうとする者が環境大臣の認定を受けて、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集又は運搬を業として行う場合（当該認定を受けた者から委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う場合を含む。）

※2 環境省令で定める一般廃棄物（平成15年11月28日環境省告示第131号《平成24年9月21日環境省告示第134号で一部改正》）

- ① 廃スプリングマットレス（スプリングマットレス又はその部品若しくは附属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- ② 廃パーソナルコンピュータ（パーソナルコンピュータ又はその部品若しくは附属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- ③ 廃密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池が一般廃棄物となったものをいう。）
- ④ 廃開放形鉛蓄電池（開放形鉛蓄電池が一般廃棄物となったものをいう。）
- ⑤ 廃二輪自動車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車又は道路運送車両法施行規則別表第1に規定する小型自動車（二輪自動車に限る。）若しくは軽自動車（二輪自動車に限る。）が一般廃棄物となったものをいう。）
- ⑥ 廃FRP船（FRP（ガラス繊維を熱硬化性樹脂を用いて積層することにより成型したものをいう。）を使用した船舶が一般廃棄物となったものをいう。）
- ⑦ 廃消火器（消火器の技術上の規格を定める省令第1条の2第1号に規定する消火器若しくはその部品若しくは附属品又は消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令第1条の2から第8条までの規定に適合する消火薬剤が一般廃棄物となったものをいう。）
- ⑧ 廃火薬類（火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類が一般廃棄物となったものをいう。）
- ⑨ 廃印刷機（印刷機又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- ⑩ 廃携帯電話用装置（携帯電話用装置又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- ⑪ 廃乳母車（乳母車又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- ⑫ 廃乳幼児用ベッド（乳幼児用ベッド又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
- ⑬ 廃幼児用補助装置（道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）

＜その他＞

- (10) 他の法令により法の特例として定められている場合

〔例〕

- ① 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第37条に規定する特例
- ② 「特定家庭用機器再商品化法」第49・50条に規定する特例
- ③ 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」第21条に規定する特例
- ④ 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第122・123条に規定する特例
- ⑤ 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」第13条に規定する特例
- ⑥ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第41条に規定する特例
- ⑦ 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」第13条に規定する特例

(2) 許可申請による区分

ア 新規許可申請（法第7条第1項）

新たに一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする場合に行う許可申請。

なお、個人業者が法人化する場合には、新たに許可を受ける必要があるほか、法人が合併する場合にも、新たに許可を受ける必要が生じる場合があります。

イ 許可の更新申請（法第7条第2項）

一般廃棄物収集運搬業の許可期間は、政令で2年と定められています。2年ごとに許可の更新を受けなければ、期間の経過により許可が失効します。

ウ 事業範囲の変更許可申請（法第7条の2第1項）

収集運搬業者が、その事業の範囲（取り扱う一般廃棄物の種類など）を変更（拡大）しようとする場合は、改めて許可を受ける必要があり、事業範囲の変更許可申請が必要となります。

なお、事業範囲の変更許可を受けた場合の許可期間は、変更前（更新又は新規許可時）の許可期間となります。

2 廃棄物の区分及び許可対象廃棄物

(1) 廃棄物とは

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができない(無償の場合を含む)ために不要になった固形状又は液体状のものです〔参考1〕参照(放射性物質及びこれによって汚染された物は除きます)。

〔参考1〕 有価物と廃棄物の判断について

廃棄物のうち一般廃棄物に該当するものの収集運搬を業として行う者は一般廃棄物収集運搬業許可を取得する必要があります。したがって、廃棄物でないもの(占有者が自ら利用し、又は他人に有償売却できる物＝有価物)を取り扱う場合は、法の規制対象とならないため、許可の対象になりません。

しかし、廃棄物であるか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案すべきものとされており、次の(1)～(5)の基準により、慎重に判断する必要があります(令和3年4月14日付 環循規発第2104141号より)。

なお、有価物と判断した物については、排出者との間で売買契約書を別個に作成する等、契約上も廃棄物と取り扱いを明確に区分する必要があります。

(1) 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

(2) 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

(3) 通常の取り扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

(4) 取引価値の有無

以下の項目等についての確認が必要。

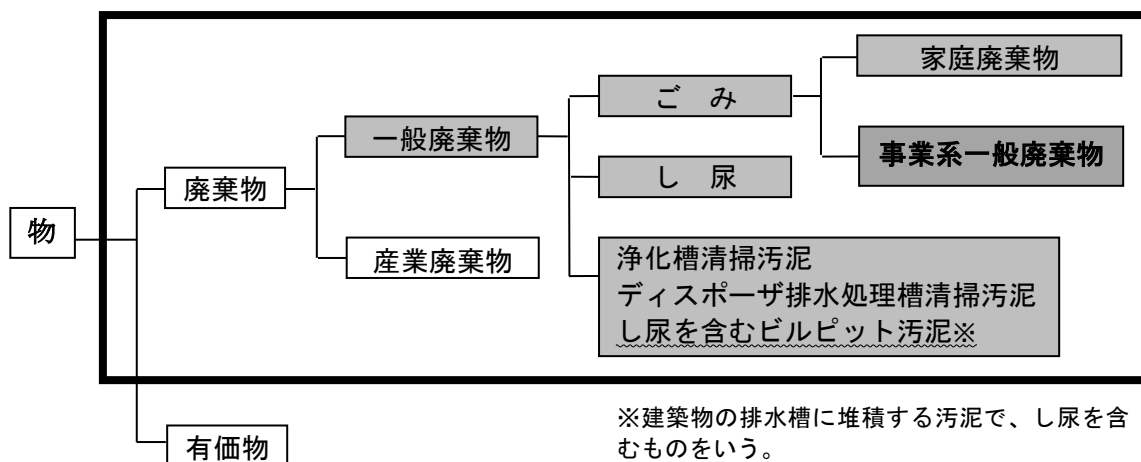
- ① 占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、かつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。
- ② 名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと。
- ③ 当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること。
- ④ 当該譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること。

(5) 占有者の意志

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意志として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意志が認められること、又は放置若しくは処分的心思が認められないこと。

(2) 廃棄物の区分

「物」は有価物と廃棄物に区分され、廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に大別されます。法では、まず産業廃棄物を規定し、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物としています。ですから、一般廃棄物収集運搬業を行う場合には、産業廃棄物の内容（〔参考2〕参照）を把握している必要があります。



(3) 事業系一般廃棄物と産業廃棄物について

事業活動に伴い排出された廃棄物のうち、紙くず、木くず、動植物性残さ等（P 5 No. 13～19・P 6 ※ 1～4 参照）は、特定の業種から排出された場合にのみ産業廃棄物となります。

このことから、事業活動に伴い排出された廃棄物のすべてが産業廃棄物となるわけではなく、一般廃棄物となるものがあり、これを事業系一般廃棄物（事業系ごみ）と呼称しています。

〔参考2〕 産業廃棄物の種類

排出業種	No.	種類	具体例
すべての業種にかかる廃棄物	1	燃えがら	焼却炉の残灰、石炭がら、その他の焼却残さ
	2	汚泥	各種製造業の製造工程、工場排水の処理などが出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、生コン残さなど
	3	廃油	溶剤、鉱物油、動植物性油脂、切削油、タールピッチなど
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、ビニールシートくずなど、すべての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず	天然ゴムくずのみ
	8	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
	9	ガラスくず、コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず（土器くず、陶器くず、耐火レンガくず、せっこう型など）
	10	鋳さい	電気炉などの鋳さい、廃铸件砂など
	11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるコンクリートの破片、アスファルト破片その他これに類する不要物など
	12	ばいじん	ばい煙発生施設等において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の業種にかかる廃棄物	13	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、紙製品製造業、出版印刷業、製本業及び印刷物加工業などの紙くず
	14	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材又は木製品製造業に係るもの、物品賃貸業に係るもの、パレット（パレットへ貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）等
	15	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、製糸、紡績、織物業などの繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業などで原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から出る牛、馬、豚、鶏などのふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から出る牛、馬、豚、鶏などの死体
	20	輸入廃棄物	輸入された廃棄物のうち、上記 1～19 に掲げる産業廃棄物、航行廃棄物並びに携帯廃棄物を除く。
	21	上記 1～20 に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化物など）	

(4) 許可対象一般廃棄物（取り扱うことができる一般廃棄物の種類）

- ① 本市で取り扱うことができる一般廃棄物の種類は、「事業系ごみ」、「浄化槽清掃汚泥」、「ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥」、「し尿を含むビルピット汚泥」、「実験動物の死体及びふん尿」の5種類です。
- ② 許可証には事業の範囲として「取り扱う一般廃棄物の種類」の項目に記載します。
また、許可証では、その中で取り扱う一般廃棄物の種類をさらに限定して記載（「〇〇に限る。」又は「〇〇を除く。」等）する場合があります。

それぞれの区分で、取り扱うことができる一般廃棄物の内容については次のとおりです。

取り扱うことができる一般廃棄物の種類	具体的な一般廃棄物の内容
事業系ごみ	<u>動植物性残さ※1</u> 、 <u>木くず※2</u> 、 <u>紙くず※3</u> 、 <u>繊維くず※4</u> （事業活動に伴い、市内の事務所及び店舗等から排出される一般廃棄物）
浄化槽清掃汚泥	浄化槽等の清掃に伴い排出される汚泥
ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥	ディスポーザ排水処理槽の清掃に伴い排出される汚泥
し尿を含むビルピット汚泥	建築物の排水槽に堆積する汚泥で、し尿を含むもの
<u>実験動物の死体及びふん尿※5</u>	実験動物の死体及びふん尿 （市の処理施設で処理できるもの及び感染性一般廃棄物を除く。）

※1 動植物性残さは、食品小売業者（スーパー等）や飲食店等から排出されたものが一般廃棄物であって、食料品製造業、医薬品製造業などにおいて原料として使用した動植物性残さは、産業廃棄物に該当します（P 5 No.16 参照）。

※2 木くずは、事務所や店舗等から排出されたものや、道路、公園等の剪定枝など（葉や草を含む。）が一般廃棄物であって、建設業、木製品製造業に係るものなどは産業廃棄物に該当します（P 5 No.14 参照）。

なお、物品賃貸業に係る木くずや貨物流通のために使用したパレットに係る木くずは、平成 20 年 4 月 1 日から産業廃棄物に区分されました。

※3 紙くずは、事務所や店舗等から排出されたものが一般廃棄物であって、建設業、紙製品製造業、出版印刷業に係るものなどは産業廃棄物に該当します（P 5 No.13 参照）。

なお、令和 6 年 1 月 1 日からは一般廃棄物に該当するものであっても、リサイクル可能な事業系古紙は清掃工場に搬入できません。

※4 繊維くずは、事務所や店舗等から排出された木綿や羊毛など（天然繊維くず）が一般廃棄物であって、建設業、繊維工業に係るものなどは産業廃棄物に該当します（P 5 No.15 参照）。

※5 実験動物の死体及びふん尿の許可は、焼却処理施設等（市の処理施設は除く）の処理ルートを持った処理業者に限ります。

(5) 特別管理一般廃棄物の取り扱い

本市では、特別管理一般廃棄物については、一般廃棄物収集運搬業の許可対象としていません。

⑨ 市の処理施設では、特別管理一般廃棄物の搬入を禁止しています（P21 参照）。

〔参考 3〕

(1) 特別管理一般廃棄物について

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものを特別管理一般廃棄物として規定しています。具体的には、次のとおり。

- ① PCBを使用する部品（廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるもの）
- ② 廃水銀（水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀等）
- ③ ばいじん（集じん施設によって集められたもの）及びその処理物
- ④ ばいじん又は燃えがら（ダイオキシン類が3 ng-TEQ/gを超えるもの）及びその処理物
- ⑤ 汚泥（ダイオキシン類が3 ng-TEQ/gを超えるもの）及びその処理物
- ⑥ 感染性一般廃棄物※

※ 感染性一般廃棄物について

感染性一般廃棄物とは、医療関係機関から排出されたもので、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物であって、産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及びその処理物）ではないものをいいます。

⑨ 医療関係機関とは、病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいいます。

⑨ 感染性の有無については、環境省ホームページに掲載されている「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を参考にしてください。

(2) 特別管理一般廃棄物の収集運搬について

法第14条の4第17項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業者は環境省令第10条の20で定めるところにより、下記の特別管理一般廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができます。

- ① 感染性産業廃棄物の収集運搬業者
→ 感染性一般廃棄物の収集運搬が可能
- ② 廃水銀等（特別管理産業廃棄物）の収集運搬業者
→ 廃水銀（特別管理一般廃棄物）の収集運搬が可能
- ③ ばいじん（特別管理産業廃棄物）の収集運搬業者
→ ばいじん（特別管理一般廃棄物）の収集運搬が可能

(6) 再生利用できる一般廃棄物の取り扱い

市内で収集した事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入せずに、再生利用を目的として市内の中間処理施設に搬入する場合の取り扱いについては、一般廃棄物収集運搬業許可で対応できますので、事前に相談してください。なお、この場合において、許可基準や遵守事項等の特例は一切ありません。

ただし、次の場合は再生輸送業の指定が必要です。

- ① 再生利用を目的として、市内で収集した事業系一般廃棄物を市外の中間処理施設へ搬入する場合
- ② 再生利用を目的として、市外で収集した事業系一般廃棄物を市内の中間処理施設へ搬入する場合

3 許可方針の概要

堺市一般廃棄物処理計画に基づき定めた堺市事業系一般廃棄物収集運搬業（浄化槽清掃汚泥、ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥及びし尿を含むビルピット汚泥の収集運搬を除く。）の許可等に関する方針の概要は次のとおりです。

(1) 家庭廃棄物

家庭廃棄物は市による収集運搬が困難でないため、許可制度は導入しません。

(2) 事業系一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬業者として適法な事業計画を有し、その公共性を自覚し、本市の指示に従い適正に業務を遂行することが確実であると認めた場合に限り、取り扱う一般廃棄物の種類、搬入施設等を限定して収集運搬業の許可を行います。

ア 事業の範囲

- ① 取り扱う一般廃棄物の種類
市内の事業所から排出される一般廃棄物のうち、次のとおりとします。
 - ☐ 事業系ごみ（動植物性残さ、木くず、紙くず※、繊維くず）
 - ※令和 6 年 1 月 1 日からリサイクル可能な事業系古紙は清掃工場への搬入禁止
 - ☐ 実験動物の死体及びふん尿であって、感染性一般廃棄物でないもの（ただし、本市の処理施設で処理できるものは除く。）
- ② 事業の区分
積替え又は保管を含まないものとします。

イ 搬入先

本市が指定する処理施設とします。

ウ 収集区域

堺市内全域とします。

エ 許可後の対応

循環型社会の形成に向け、事業者の減量化・資源化意識の高揚と自己処理責任の明確化を図り、事業者の多様な要請に対応していくうえで、既存の許可業者による収集運搬体制を確保するため、新規の者については許可しません。ただし、新たな法令等の整備により必要が生じた場合、事業承継に伴う人格変更の場合、既存の許可業者による収集運搬が困難となる場合を除きます。

なお、収集運搬車両の増車については、業務量の増加等の合理的な理由があれば認めます。

Ⅱ 一般廃棄物収集運搬業の許可基準等

1 法令に基づく規制

(1) 一般廃棄物処理基準の遵守（法第7条第13項）

一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合の処理の基準（一般廃棄物処理基準）が政令で次のように定められています。一般廃棄物収集運搬業者は、この基準に従って一般廃棄物の収集運搬業務を行わなければなりません。

なお、一般廃棄物収集運搬業者が一般廃棄物処理基準に適合しない処理を行っている場合は、期限を定めて一般廃棄物の収集又は運搬等の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう命じる（改善命令）ことがあります。また、改善命令に従わない場合は、許可の取消し等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります（P23参照）。

条 項		一般廃棄物処理基準（抜粋）
政令 第3条 第1号	イ	収集又は運搬は、次のように行うこと。
		(1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
		(2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
	ロ	一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
	ハ	運搬車及び運搬容器は、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
政令 第3条 第1号	ル	法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。

⑨ 本市では、一般廃棄物の積替え又は保管については認めていません（要領第3条第2項）ので、環境省令第3条第1号へ、ト、チ、リ及びヌの積替え又は保管の規定については省略します。

⑩ 許可業者の事業地等において、資源物以外のごみを含む未分別状態のごみの中から、かん、びん等の資源物を抜き取る行為は、資源物以外のごみの積替えと保管を伴うものであり、事業範囲の無許可変更（法第7条の2第1項違反）に該当します。この場合、許可の取消し等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがありますので、ごみの分別は、排出者が行うよう指導を徹底してください。

(2) 再委託の禁止（法第7条第14項）

一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬を他人に委託してはなりません。

なお、違反した場合は、許可の取消し等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

(3) 名義貸しの禁止（法第7条の5）

一般廃棄物収集運搬業者は、自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはなりません。

なお、違反した場合は、許可の取消し等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

(4) 帳簿の記載及び保管等（法第7条第15項及び第16項、環境省令第2条の5）

一般廃棄物収集運搬業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について必要な事項を記載するとともに、次のとおり保存しなければなりません。

なお、違反した場合は、事業停止命令等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

ア 帳簿の記載事項

- ① 収集又は運搬年月日
- ② 収集区域又は受入先
- ③ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- ④ 一般廃棄物の種類ごとに記載のこと。
- ⑤ 帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月分の記載を終了していなければなりません。

イ 帳簿の保存

- ① 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- ② 帳簿は、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。
- ③ 帳簿は、従業員等が常駐する事務所等に備え付けること。

<帳簿例①>

一般廃棄物の種類		事業系ごみ			単位：kg	
収集運搬 年月日	排出者				処 分 先	
	名 称	排出場所	量	廃棄物の種類 (内訳)	工場の名称	量
				動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず	東・臨海	
				動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず	東・臨海	

<帳簿例②>

一般廃棄物の種類		事業系ごみ										単位：kg		
排出者		廃棄物の種類 (内訳)	処分 先	(月 分) 日ごとの収集運搬量										合計
名称	排出場所			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
		動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず	東 臨海											
		動植物性残渣 木くず 紙くず 繊維くず	東 臨海											

(5) 処理料金の上限（法第7条第12項）

一般廃棄物収集運搬業者が一般廃棄物の収集及び運搬を行う場合には、条例で定める収集及び運搬に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けることは、法律で禁止されています。

ただし、収集回数・時間帯等における付加価値を含む収集運搬料金は、自由に設定することができます（上限の制限を受けません）。

条例で定める廃棄物処理手数料（抜粋、処分料含む）

種 別	区 分	単 位	手数料
ご み	継続的な処理	1月（おおむね週6回で1個につき1容器(36リットル)）	5,400円
	臨時的な処理	1トン又は2立方メートル	24,400円
動物の死体	収集、運搬及び処分	1回	1,900円 (処分のみの場合は無料)

2 許可基準

新規・更新許可、事業範囲の変更許可の申請において、次に掲げる基準に適合しているか審査を行います。

No.	基準の内容	根拠法令
1	本市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。	法第7条第5項第1号
2	その申請の内容が本市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	法第7条第5項第2号
3	その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次に定める基準に適合するものであること。	法第7条第5項第3号
	一 施設に係る基準	
	(1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。	環境省令第2条の2第1号イ
	収集運搬車両は処理施設への搬入の際に支障のない規格であり、次の廃棄物の種類ごとに次の基準を満たしているものであること。 ① 事業系ごみ 自動排出機能を有し、かつ原則としてロータリー式又はパック式の圧縮方式を用いたものであること。 ② 実験動物の死体及びふん尿 架装構造が保冷機能を用いたものであること。	要領第5条第5項第1号ア・ウ
	(2) 収集運搬車両について大阪運輸支局長の登録を受けており、当該登録において使用の本拠地が本市の区域内（以下「市内」という。）であり、自ら所有権又は使用する権原を有すること。	規則第18条の4第1項第5号
	(3) 収集運搬車両を保管するために、市内において、申請者自ら所有権又は使用する権原を有する施設を有すること。	規則第18条の4第1項第7号
	二 申請者の能力に係る基準	
	(1) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。	環境省令第2条の2第2号イ
	(2) 新規許可の場合は、本市の指定する一般廃棄物に係る講習会（P25 参照）を修了していること。	要領第5条第5項第2号
	(3) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎※1（P13）を有すること。	環境省令第2条の2第2号ロ
	(4) 本市が課税した市税、消費税、地方消費税及び所得税（法人にあっては法人税）を滞納していないこと。	規則第18条の4第1項第9号
4	法第7条第5項第4号の規定に掲げる欠格要件（P14 参照）に該当しないこと。	法第7条第5項第4号
5	申請者が自らその事業を実施する者であること。	規則第18条の4第1項第1号
6	収集運搬しようとする一般廃棄物は、市内の事業所から排出されたものであること。	規則第18条の4第1項第2号ア
7	申請者が、個人である場合は市内に住所及び事務所を、法人である場合は市内に本店を有していること。	規則第18条の4第1項第3号
8	No.7 の事務所又は本店に役員又は従業員を常駐させていること。	規則第18条の4第1項第4号

No.	基準の内容	根拠法令
9	収集運搬車両は、市長の許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両※2とすること。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を収集し、及び運搬する場合は、この限りでない。	規則第18条の4 第1項第6号
	更新許可の場合は、一般廃棄物収集運搬業に伴う収集及び運搬の実績量が、市長の定める量※3以上であること。	規則第18条の4 第1項第8号
	一 更新許可において市長が定める実績量は、一月当たり25トンとし、市長は、収集及び運搬の実績量が当該量に達しない許可業者に対して、更新許可を行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 次に掲げるア及びイの条件を満たす場合 ア 新規許可又は変更許可後継続して更新許可を受け、当該新規許可又は変更許可から5年を経過し、かつ当該期間内の各月の実績量（次項に規定する一般廃棄物及び第4項に規定する資源物を実績量に含める場合を含む。）が全て25トンに達していること。 イ 現行の許可期間内において本市の清掃工場への搬入が月1回以上（法第7条の3に規定する事業の停止命令又は規則第7条第2項に規定する搬入許可の停止を受けた者は、当該期間が含まれる月を除く。）あること。 (2) 市長がやむを得ない理由※4があると認める場合	要領第5条第2項
10	二 前項に定める実績量の規定において、次の廃棄物（当該許可業者が堺市内で収集したものに限る。）については、希望する場合、当該実績量に含めることができる。ただし、当該実績に含めることができる量は、次の廃棄物合計で、月16t以内とする。 (1) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のうち古紙及び古繊維 (2) 当該許可業者が堺市再生輸送業の指定において収集運搬した事業系一般廃棄物（魚腸骨・特定家庭用機器は除く。）	要領第5条第3項
	三 前項ただし書きの規定については、前項各号の廃棄物（以下「資源物」という。）とその他の事業系ごみとを合わせて当該排出事業者と書面による委託契約が交わされており、かつ本市の清掃工場への搬入が月1回以上ある場合は、この限りでない。※5	要領第5条第4項
	四 更新許可の申請者は、現行の許可期間内において、当該許可を受けている一般廃棄物の種類ごとに市内での収集運搬実績が認められ、かつ更新前の業務を適正に遂行した者であること。	要領第5条第5項 第4号
11	排出者との間で当該申請業務に関して委託契約の見込み（更新許可の申請の場合は書面による契約）があること。	要領第5条第5項 第3号

⑨ 廃棄物の種類が「実験動物の死体及びふん尿」の場合は、上記許可基準が適用外となるものがありますので、必ず事前に相談してください。

※1 経理的基礎

「経理的基礎」を有すると判断されるためには、

- ① 債務超過の状態でないこと
- ② 利益が計上できていること

が必要であると考えられます。

これらの観点により経理的基礎の有無を判断しますが、債務超過や直前3年間^⑨の平均値でも直前期でも利益を出していない申請者については、下記の表の区分に沿って、追加資料を提出していただきます。

	資産に関する調書	確定申告書		追加して添付する書類
		直前3年間 ^⑨ の所得金額の平均値	直前期の所得金額	
個人の場合	資産＞負債	＋	＋	不要
		－	＋	
		＋	－	
		－	－	
	資産＜負債	＋	＋	経理的基礎に関する申立書
		＋	－	
		－	＋	
		－	－	
法人の場合	貸借対照表	損益計算書		追加して添付する書類
	直前期の資本合計	直前3年間 ^⑨ の経常利益の平均値	直前期の経常利益	
	＋	＋	＋	不要
	＋	－	＋	
	＋	＋	－	
	＋	－	－	
	－	＋	＋	経理的基礎に関する申立書
	－	＋	－	
	－	－	＋	
	－	－	－	

⑨ 更新許可の申請の場合は直前2年間

※2 専用車両

市内で排出される事業系一般廃棄物のみを専用に収集運搬する車両のこと。よって許可車両は、産業廃棄物・家庭廃棄物・本市の区域外で発生した廃棄物を収集運搬するなど他の用途に使用することは、一切認められません。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維の収集運搬は除きます。

※3 市長の定める量

新規許可又は変更許可後継続して許可を受け5年を経過した既存の許可業者については、収集運搬実績量の更新許可基準（月25トン以上）の適用を受けないこととします。清掃工場への月1回以上の搬入実績は、これまで通り必要とします。

※4 やむを得ない理由

やむを得ない理由がある場合は、あらかじめ「理由書」やその根拠書類等の提出が必要となりますが、審査の結果やむを得ない理由と市長が認めない場合は、更新できません。

※5 №10・三の規定についての注意事項

- ① 資源物と資源物以外の事業系一般廃棄物を合わせて同一排出事業者と委託契約している場合に限りです。
- ② 資源物以外の事業系一般廃棄物の実績量が月0t（本市の清掃工場への搬入が月に1度もなし）の場合は適用されません。
- ③ 資源物と資源物以外の事業系一般廃棄物の合計が月25t未満の場合は適用されません。

3 欠格要件

法第7条第5項第4号に掲げる欠格事項については、次のとおりです。なお、対象者には、申請者のほか、法定代理人、役員※1及び政令で定める使用人※2も含まれます。

法では、一般廃棄物収集運搬業の許可に際して、欠格事項に該当しないことをその要件としているほか、許可を取得した者が欠格事項に該当した場合には、その許可を取り消す行政処分を必ず行います。

条項	欠 格 事 項 の 内 容
イ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの※3
ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ハ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ニ	法、浄化槽法（昭和58年法律第43号） <u>その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの※4</u> 若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ホ	第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の <u>役員※1</u> であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
ヘ	第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
ト	ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の <u>役員※1</u> 若しくは <u>政令で定める使用人※2</u> であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の <u>政令で定める使用人※2</u> であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
チ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

条項	欠 格 事 項 の 内 容
リ	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
ヌ	法人でその役員※1又は政令で定める使用人※2のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
ル	個人で政令で定める使用人※2のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

※1 役員

次に掲げるもの（法第7条第5項第4号ホ他）

- ① 業務を執行する社員
- ② 取締役
- ③ 執行役
- ④ 業務を執行する社員、取締役、執行役に準ずる者
（株式会社の監査役、公益法人・協同組合の理事、監事等）
- ⑤ 上記①～④と同等以上の支配力を有するものと認められる者
⇒相談役、顧問といった名称を有する者及び一定比率（発行済株式総数の100分の5）以上の株式を保有する株主又は一定比率（出資額の100分の5）以上の出資をしている者等が該当

※2 政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの（政令第4条の7）

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

※3 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

※4 その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（政令第4条の6）

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

4 許可条件

本市では、法第7条第11項の規定に基づき、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可に際して条件を付していますので、遵守してください。

なお、違反した場合には、許可取消し等の行政処分を行うことがあります。

No.	許可条件の内容
1	自己の名義をもって、他人に営業をさせないこと。
2	収集運搬車両は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた後、産業廃棄物、家庭廃棄物及び本市の区域外で発生した廃棄物を収集運搬するなど、他の用途に使用してはならない。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を収集し、及び運搬する場合は、この限りでない。
3	一般廃棄物の収集又は運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号に従い、当該一般廃棄物が飛散し、及び流失しないようにするとともに収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
4	一般廃棄物を収集又は運搬できる区域は本市内に限定することとし、収集した一般廃棄物の搬入先は、本市が指定する処理施設に限定することとする。
5	一般廃棄物の本市の処理施設への搬入については、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第9条に規定する受入基準（P21参照）を遵守すること。
6	市長が必要に応じて指示する事項に従うこと。

⑨ 廃棄物の種類が「実験動物の死体及びふん尿」の場合は、上記許可条件が適用外となるものがありますので、必ず事前に相談してください。

5 一般廃棄物収集運搬車両の遵守事項

本市では、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けて当該業務に使用する収集運搬車両（以下「許可車両」という。）の遵守事項を次のとおりとしています。一般廃棄物収集運搬業者は以下の事項を遵守するとともに、許可車両については遵守事項に適合させなければなりません。

No.	収集運搬車両の遵守事項の内容	根拠法令
1	許可車両が、政令に掲げる基準（一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。）に適合していること。	政令第3条第1号ハ
2	許可車両は、市長の許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両※とすること。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を収集し、及び運搬する場合は、この限りでない。	規則第18条の4第1項第6号
3	一般廃棄物収集運搬業者は、許可車両に市長が別に定める表示・塗装をしなければならない。	規則第18条の5
	(1) 許可車両の表示・塗装は、P18のとおりとする。なお、次の各号についても遵守すること。	要領第6条第1項
	① 許可車両には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。	要領第6条第1項第1号
	② 一般廃棄物収集運搬業に使用しなくなった車両については、P18の許可表示を抹消すること。	要領第6条第1項第2号
	③ 許可車両以外の車両には、P18の許可表示をしないこと。	要領第6条第1項第3号
	(2) 許可車両の構造等によりP18の表示・塗装が困難な場合は、別途協議するものとする。	要領第6条第2項

⑨ 廃棄物の種類が「実験動物の死体及びふん尿」の場合は、上記遵守事項等が適用外となる場合がありますので、必ず事前に相談してください。

⑩ 許可車両の表示・塗装については、本市の一般廃棄物収集運搬車両及び市の委託業務で使用する収集運搬車両と明確に識別できるようにしてください。

※ 専用車両

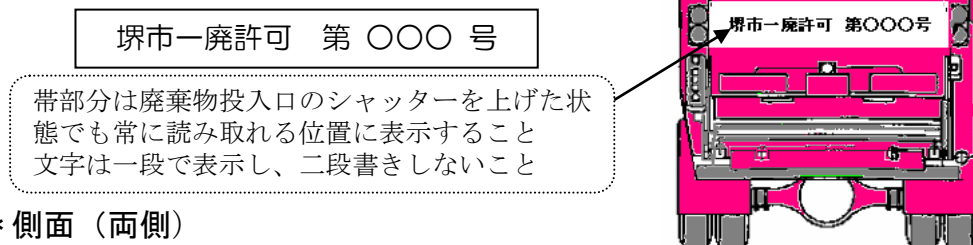
市内で排出される事業系一般廃棄物のみを専用に収集運搬する車両のこと。よって許可車両は、産業廃棄物・家庭廃棄物・本市の区域外で発生した廃棄物を収集運搬するなど他の用途に使用することは、いっさい認められません。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維の収集運搬は除きます。

＜車両の表示・塗装について＞

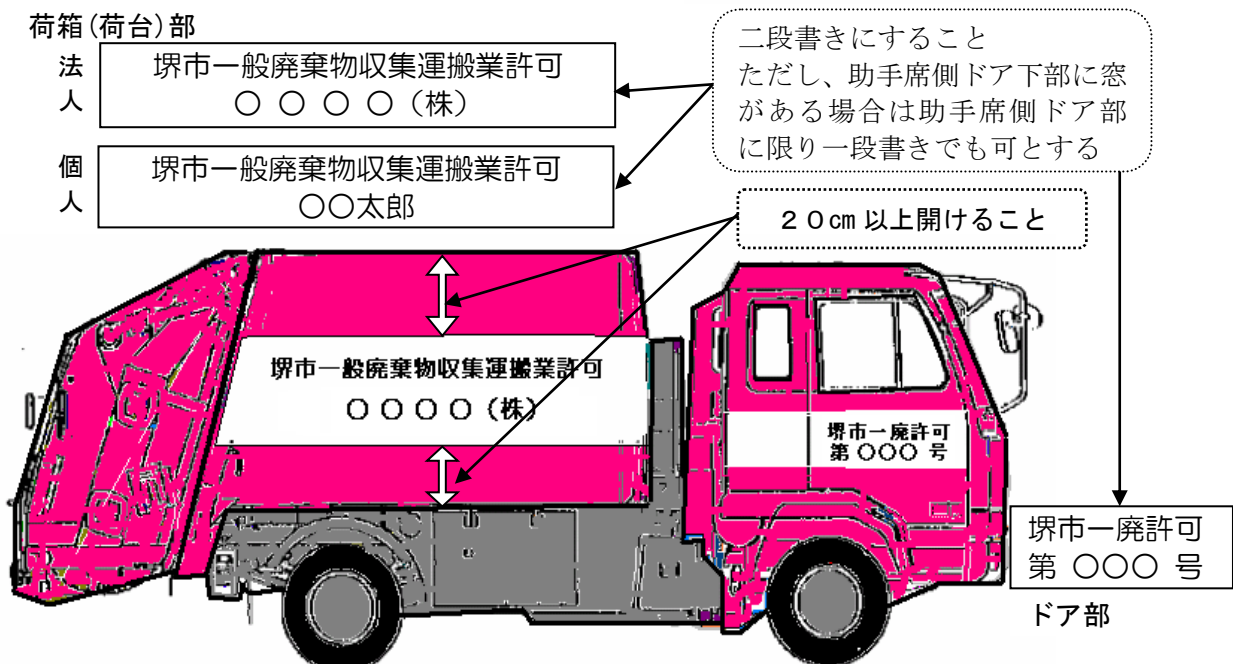
- 1 ドア部分・荷箱（荷台）の両側面・後方面には、許可業者名・許可業者である旨・許可番号を次により表示すること。
 - (1) 許可業者名 許可証に記載された氏名(名称)とし、個人事業主で許可証に屋号が記載されている者は屋号も表示すること。
 - (2) 文字の書体 丸ゴシック、数字は算用数字（アラビア数字）
 - (3) 文字色 黒色
 - (4) 文字の太さ 1 cm 以上
 - (5) 文字の大きさ
 - ア ドア部分（両側）は 7 cm×7 cm 以上
 - イ 荷箱（荷台）の両側面は 15 cm×15 cm 以上
 - ウ 後方面は 10 cm×10 cm 以上
 - ※ 車体の大きさにより文字が入りきらない場合は、縦のサイズはそのままとし、横のサイズを調整すること。
 - (6) 文字の背景 帯状に白色を着色
 - ※ 車体が白色等の場合は、文字の背景色を黒色、文字を白色とし、文字や文字の背景色が鮮明となるよう表示すること。
 - (7) 文字等の位置
 - ア 上下に偏りが無いよう車体中央部に見やすく配置すること。
 - イ 荷箱（荷台）側面については、車体上部から帯上部まで及び車体下部から帯下部までは、それぞれ 20 cm 以上空けること。
- 2 前各号の表示は、ペイント又は容易に剥がれないシールによる方法を使用するものとし、簡単に着脱できるマグネット等での表示はしないこと。また、車両の付属装備等により、表示が隠れないようにすること。
 - ※ 帯部分にはマーク等前項以外のものは表示しないこと。
- 3 配置等については、次の例のとおりとする。

〔例〕

* 後方面



* 側面（両側）



6 その他の遵守事項

一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項について遵守してください。

No.	遵守事項の内容	根拠法令等
1	一般廃棄物収集運搬業者としてその公共性を自覚し、市長の指示に従い適正に業務を遂行するとともに、市民及び排出者に常に親切丁寧に対応し、迷惑をかけることはしないこと。	要領様式第 19 号 「誓約書」文中 第 1・2・5 項
2	業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合又は業者間で問題が生じた場合は、自己の責任において誠意をもって解決すること。	
3	社会的条件等の変化により、自らの営業を維持することが困難になったとき、又は許可の取消し等の処分を受けたときにおいて、市長に対して一切の補償その他の要求はしないこと。	
4	許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。	要領第 7 条第 1 項 第 1 号～第 6 号
5	許可証を事務所内に備え置いて、許可の内容が明らかになるようにしておき、立入検査時等には、速やかに確認できるようにしておくこと。	
6	従業員に、雇用関係を証明する書類（従業員証など）を常時携帯させること。また、従業員への法令遵守の指導を徹底すること。	
7	許可車両がやむを得ない事由により使用できなくなった場合に速やかに対処できるよう、臨時で使用する車両（P47 参照）の体制を整えておくこと。	
8	市長が推進する環境施策及び減量施策に従うこと。	
9	市長が必要に応じて指示する事項に従うこと。	

◆上記のほか、収集運搬作業に関しては、次の事項も遵守してください。

- ① 車両の正常な機能及び安全を維持するため、車両点検及び整備を励行すること。
- ② 車両への過積載を行わないこと。
- ③ 車両、その他収集運搬に必要な諸用具は、常に清潔な状態保持に努めること。
- ④ 車両保管場所周辺地域の生活環境の保全に配慮すること。
- ⑤ 車両に乗り組み、作業に従事する者は、車両 1 台について、運転手を含んで 2 人以上確保するよう努めること。
- ⑥ 清潔で品位ある服装（制服のある事業所は制服）を着用し、交通法規の遵守及び作業上の安全確保に努めること。
- ⑦ 収集現場で作業する際は、往来する人や一般車両の通行に対しても十分な安全確保に努めること。
- ⑧ 早朝・夜間の作業においては、特に騒音防止に努めること。

◆交通法規遵守の徹底等及び事故発生時の対応

一般廃棄物の収集運搬にあたっては、関係法令の遵守、特に交通法規遵守はもちろんのこと、安全運転・安全作業を厳守するよう全従業員に周知徹底してください。

万が一、事故が発生した際は、人身・人命の救助を優先し、適切な初期対応を行い、堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者として誠意ある対応をしてください。もし、その事故が人身事故または人身事故となる恐れがある場合及び物損事故であっても第三者の所有物を破損した場合は、次のとおり本市に事故の概要等を報告してください。なお、当該報告をもって、本市が事故の対応等にあたることはありません。

- ① 報告方法 電話連絡による。本市への報告よりも初期対応を優先してください。
- ② 報告先 堺市環境局環境事業部資源循環推進課（TEL 072-228-7479）
- ③ 報告内容 登録車両番号及び事故の概要（日時、場所、事故内容等）

※閉庁時に事故が発生した場合は、直近の開庁日に報告してください。

Ⅲ 本市の廃棄物処理施設への搬入等

1 搬入先

搬入先は、以下のとおりです。なお、搬入先の指定は特にありません。

処理施設の 名称	クリーンセンター	
	東工場	臨海工場
所在地	東区石原町1丁 102番地	堺区築港八幡町 1番70
問合せ	TEL (072)252-0815 FAX (072)251-9646	TEL (072)282-7400 FAX (072)282-7870
休業日※	年末年始	年末年始
受入時間※	11:30～16:30	6:30～16:30
破碎施設	有	有

※ 施設の管理上、休業日・受入時間の変更又は臨時に休業日とする場合があります。
また、臨海工場の休業日は東工場の受入開始時間が8:30に繰り上がります。
年末年始の休業日については、ホームページ等で確認してください。

2 搬入許可

(1) 処理施設の利用許可（条例第22条第1項）

一般廃棄物収集運搬業者が、本市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとするときは、市長の許可を受けなければなりません（搬入許可申請についてはP33参照）。

市長の許可を受けた業者には、廃棄物搬入許可書を交付し、搬入を認めた収集運搬車両ごとに搬入承認カードを貸与します。

(2) 搬入車両の制限

本市の処理施設に搬入ができるのは、廃棄物搬入許可書の交付を受けた一般廃棄物収集運搬業者で、搬入承認カードの貸与を受けている収集運搬車両に限られます。

なお、搬入する際には、廃棄物搬入許可書（写し）及び搬入承認カードが必要です。搬入許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、次の注意事項を守ってください。

- ① 搬入承認カードを携帯し、処理施設の管理者が求めたときは、提示しなければなりません（規則第8条第3項）。
- ② 廃棄物搬入許可書や搬入承認カードを他人に譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはなりません（規則第8条第4項）。
- ③ 搬入承認カードは、同カードに記載の収集運搬車両以外では使用できません。また、亡失・滅失・汚損・破損しないように努めなければなりません。

3 受入基準

(1) 受入基準の遵守（条例第22条第2項）

搬入許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が、本市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとするときは、規則で定める受入基準に従わなければなりません。また、市長が随時行う搬入物検査に協力しなければなりません。

(2) 受入基準（規則第9条）

規則で定める受入基準は、次のとおりです。

なお、清掃工場へ搬入する際のごみ袋（容器）の規格については、平成25年4月1日から、中身を容易に確認できる無色透明又は白色半透明のごみ袋と規定されています。

受入基準

1 搬入禁止物

- (1) 次に掲げる本市の処理施設（その関係の施設を含む。以下「本市処理施設」という。）の管理運営等に支障を及ぼすおそれのある廃棄物
 - ア 引火性又は発火性のある物
 - イ 危険性のある物
 - ウ 有害性のある物
 - エ 著しく発色性又は発泡性のある物
 - オ 著しく悪臭を発する物
 - カ 産業廃棄物(条例第 26 条第 1 項の規定により市長が告示したものを除く。)
 - キ 特別管理一般廃棄物
 - ク 適正処理困難物
 - ケ 特定家庭用機器廃棄物
 - コ 動物の死体
 - サ 不燃物
 - シ 液状又は泥状の物
 - ス 本市の区域外で発生した廃棄物
 - セ 長さの最大がおおむね 200 センチメートルを超える物及び幅又は径がおおむね 30 センチメートルを超える物
 - ソ その他本市処理施設における管理運営に支障を生じ、又は本市処理施設の周辺の環境を悪化させるおそれがあると市長が認める廃棄物
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が搬入を禁止することが適当であると認める次に掲げる廃棄物
 - ア 再利用が可能な古紙（事業系一般廃棄物に限る。)

2 焼却施設搬入ごみで前処理の必要なもの

- (1) 長さの最大がおおむね 50 センチメートルを超える物
- (2) 厚さ又は径がおおむね 5 センチメートルを超える物
- (3) ロール状の物及びひも状又は帯状の物(おおむね 50 センチメートルに切断等の前処理を行った物を除く。)
- (4) 強固に圧縮梱包された物
- (5) 著しく含水率の高い物(厨芥類及び十分な水切り等の前処理を行った物を除く。)

㊦ この受入基準に関わらず、施設の管理上、廃棄物の搬入量を制限する場合があります。

㊦ 受入基準について判断に迷うものがあつた場合は、クリーンセンター管理課へ相談してください。

(3) 改善勧告等（条例第 23 条）

搬入許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が、受入基準に従わないとき、又は搬入物検査に協力しないときは、必要な措置をとるよう勧告することがあります。

(4) 受入拒否等（条例第 24 条）

搬入許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が、(3)の改善勧告に従わないときは、搬入許可を取り消し、又は本市の処理施設への受入れを拒否することがあります。

4 処理手数料

(1) 処理手数料

破砕施設を使用する廃棄物	100 キログラム以下は一律 1700 円
	100 キログラムを超えると 10 キログラムごと 170 円
その他の廃棄物	100 キログラム以下は一律 1100 円
	100 キログラムを超えると 10 キログラムごと 110 円

(2) 支払方法

現金又は後納制度による支払い（後納制度の申込方法等は P35 参照）

Ⅳ 行政処分等の措置

1 報告の徴収及び立入検査

(1) 報告の徴収（法第 18 条第 1 項）

市長は、法令等で定められた基準にしたがって適正に廃棄物を処理しているかどうかを確認するため、一般廃棄物収集運搬業者その他の関係者に対し、廃棄物の収集又は運搬に関する必要な報告を求めることができます。

なお、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、事業停止命令等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

⑤ 要領第 13 条に基づき毎月提出する義務のある実績報告書とは別に、必要に応じて別途報告を求めるもので、報告すべき内容はその都度異なります。

(2) 立入検査（法第 19 条第 1 項、条例第 35 条第 1 項）

市長は、法令等で定められた基準にしたがって適正に廃棄物を処理しているかどうかを確認するため、市職員に一般廃棄物収集運搬業者その他の関係者の事務所、事業場、車両、その他の場所に立ち入り、廃棄物の収集又は運搬に関する帳簿書類その他の物件の検査を行わせることができます。

また、その際、廃棄物の性状等の確認のため、無償で廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の提供を求めることがあります。

なお、立入検査及び廃棄物等の提供を拒み、妨げ、又は忌避した場合には、事業停止命令等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

2 行政処分

(1) 事業の停止命令（法第 7 条の 3、堺市一般廃棄物処理業者等に係る不利益処分基準）

市長は、一般廃棄物収集運搬業者が次のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命じることができます。

なお、事業の停止命令に違反した場合には、罰則が科せられることがあります。

- ① 法に違反する行為をしたとき又は他人の違反行為に関与したとき
- ② 事業の用に供する施設又は能力が許可の基準に適合しなくなったとき
- ③ 許可に付した条件に違反したとき
- ⑤ ②③に該当するときは、市長はその許可を取り消すことができます。

(2) 許可の取消し（法第 7 条の 4、堺市一般廃棄物処理業者等に係る不利益処分基準）

市長は、一般廃棄物収集運搬業者が次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消す行政処分を必ず行います。

なお、許可取消し後もその事業を継続している場合は、無許可営業を行ったものとして、罰則が科せられることがあります。

- ① 法に定める欠格要件（P14～15 参照）のいずれかに該当したとき
- ② 法に違反する行為をしたとき又は他人の違反行為に関与したときで情状が特に重いつき
- ③ 事業の停止命令の行政処分に違反したとき
- ④ 不正の手段により一般廃棄物収集運搬業の許可（新規、更新、事業範囲の変更）を受けたとき

(3) 改善命令（法第 19 条の 3）

市長は、一般廃棄物収集運搬業者が一般廃棄物処理基準（P 9 参照）に適合しない処理を行っている場合、期限を定めて一般廃棄物の収集又は運搬の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう命じることができます。

なお、改善命令に従わない場合は、許可の取消し等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

(4) 措置命令（法第 19 条の 4 第 1 項）

市長は、一般廃棄物処理基準（P 9 参照）に適合しない収集、運搬又は処分により生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、その収集、運搬又は処分を行った者（再委託又は無許可業者への委託を行った一般廃棄物収集運搬業者を含む）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう命じることができます。

なお、措置命令に従わない場合は、許可の取消し等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

3 罰則

(1) 直罰規定（法第 25 条ほか）

一般廃棄物収集運搬業者が法に違反した場合には、行政処分とは別に罰則が科せられることがあります。

(2) 両罰規定（法第 32 条）

一般廃棄物収集運搬業者が法人の場合、代表者や従業員が違反行為を行った場合には、行為者が処罰されるほか、当該法人に罰金が科せられることがあります。また、一般廃棄物収集運搬業者が個人の場合、従業員が違反行為を行った場合には、行為者が処罰されるほか、当該個人に罰金が科せられることがあります。

(3) 罰則一覧

法に基づく罰則のうち、主なものは、次のとおりです。

違反行為（関係条項）	罰 則	罰 条
○ 無許可で一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行ったとき （法第7条第1項又は第6項） ※	5年以下の懲役 若しくは 1千万円以下の罰金 又は この併科	法第25条第1項第1号
○ 不正の手段により一般廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を取得したとき （法第7条第1項、第2項、第6項、第7項）※		法第25条第1項第2号
○ 許可を受けずに許可を受けた事業範囲以外の一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行ったとき（法第7条の2第1項） ※		法第25条第1項第3号
○ 不正の手段により一般廃棄物収集運搬業又は処分業の事業範囲の変更許可を取得したとき （法第7条の2第1項） ※		法第25条第1項第4号
○ 事業停止命令に違反したとき（法第7条の3）		法第25条第1項第5号
○ 措置命令に違反したとき（法第19条の4第1項）		法第25条第1項第5号
○ 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせたとき （法第7条の5）		法第25条第1項第7号
○ 環境大臣の確認を受けることなく一般廃棄物を輸出したとき（法第10条第1項）及びその未遂 ※		法第25条第1項第12号 法第25条第2項
○ みだりに廃棄物を捨てたとき（法第16条）及びその未遂 ※		法第25条第1項第14号 法第25条第2項
○ 違法に廃棄物を焼却したとき（法第16条の2）及びその未遂 ※		法第25条第1項第15号 法第25条第2項
○ 他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託したとき（法第7条第14項）	3年以下の懲役 若しくは 3百万円以下の罰金 又は この併科	法第26条第1号
○ 改善命令に違反したとき（法第19条の3）		法第26条第2号
○ みだりに廃棄物を捨てる又は違法に廃棄物を焼却する目的で廃棄物の収集又は運搬を行ったとき		法第26条第6号
○ 一般廃棄物を環境大臣の確認なく輸出する目的でその予備をしたとき	2年以下の懲役若しくは2百万円以下の罰金又はこの併科	法第27条
○ 欠格要件該当の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第7条の2第4項）	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	法第29条第1号
○ 帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を5年間保存しなかったとき（法第7条第15項、第16項）	30万円以下の罰金	法第30条第1号
○ 業務の廃止又は変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第7条の2第3項）		法第30条第2号
○ 求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき（法第18条）		法第30条第7号
○ 立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき（法第19条第1項）		法第30条第8号

㊦ 表に掲げた違反行為にはすべて両罰規定が適用され、行為者が処罰されるほか、その法人又は個人にも各本条の罰金刑（※印のあるものは、法人の場合3億円以下の罰金刑）が科せられます（法第32条）。